

平成 18 年 5 月 12 日

各 位

不動産投信発行者名

グローバル・ワン不動産投資法人

代表者名 執行役員 勝本 杉雄

(コード番号：8958)

問合せ先

グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社

投信業務部長 山田 信幸

(TEL：03-3262-1494)

投資信託委託業者における信託受益権販売業登録完了に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社(以下、「GAR」といいます。)は、下記のとおり、信託受益権販売業の登録を完了しましたので、お知らせいたします。なお、当該登録申請につきましては、平成 18 年 3 月 16 日付け「投資信託委託業者における信託受益権販売業登録申請に関するお知らせ」において公表しております。

記

1. 概 要

- (1) 登 録 申 請 内 容 : 信託受益権販売業
(信託業法第 2 条第 10 項に規定する信託受益権販売業をいいます。)
- (2) 登 録 申 請 日 : 平成 18 年 3 月 17 日
- (3) 登 録 完 了 日 : 平成 18 年 5 月 12 日

2. 理 由

GAR は、本投資法人の資産の運用を受託しているとともに、平成 15 年 4 月 2 日付けで「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下、「投信法」といいます。)第 34 条の 10 第 1 項第 4 号及び同施行令第 38 条に規定する特定資産に係る投資に関し助言を行う業務(以下、「投資助言業務」といいます。)に係る届出を金融庁に行い、平成 16 年 12 月 14 日付けで投信法第 34 条の 10 第 3 項第 2 号に規定する宅地建物取引業及び投信法第 34 条の 10 第 3 項第 3 号及び同施行令第 39 条第 1 号に規定する不動産の管理業務について金融庁より兼業認可を取得し、かかる業務を行っております。

GAR は、各業務において質の高いサービスを提供するために関東財務局長に対し信託受益権販売業の登録申請を行い、本日付けで登録を完了しました。但し、GAR が兼業業務として信託受益権販売業を開始するためには、金融庁より投信法第 34 条の 10 第 3 項第 3 号及び同施行令第 39 条第 3 号に規定する信託受益権販売業の兼業認可を取得する必要があります。

3. 運用状況への影響

本件による本投資法人の平成 18 年 9 月期の運用状況への影響はありません。

4. その他

本件に関する投資信託委託業者の問合せ先

企画総務部 取締役・部長 小森

課長 川畑

(TEL：03-3262-1614)

以 上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.go-reit.co.jp>